

災害時等の対応について

※令和 7 年 6 月 20 日（金）熱中症特別警戒アラートについて加筆

詳しくは小台橋スクールライフをご覧ください。

1. 自宅学習日

自然災害や交通機関の大きな乱れが予想される場合は、生徒の安全確保のために登校を禁止し、自宅学習日とします。自宅学習日となる条件や基準は次項を参照してください。

- ・自宅学習日には、授業の配信・課題の配信などによるオンライン授業を実施します。
 - ・自宅学習日となる可能性がある場合は、メールやお便りの配布により周知をします。
- 学校のホームページも必ず確認をしてください。

< I 部生～Ⅲ部生、全生徒が一律に自宅学習となる場合 >

(1) - 1. 気象庁による「特別警報」・「警報」発令に伴うもの

気象庁から以下に示す「特別警報」・「警報」が発令された場合は、自宅学習日とします。

大雨特別警報	大雪特別警報	暴風特別警報	暴風雪特別警報	
大雨警報	洪水警報	大雪警報	暴風警報	暴風雪警報

(1) - 2. 判断基準

< 条件 >

足立区・荒川区・北区・葛飾区の 4 区全てに、(1) のいずれかが発令された場合を終日自宅学習日とします。

自宅学習日とするか否かを判断する時刻は以下の通りです。

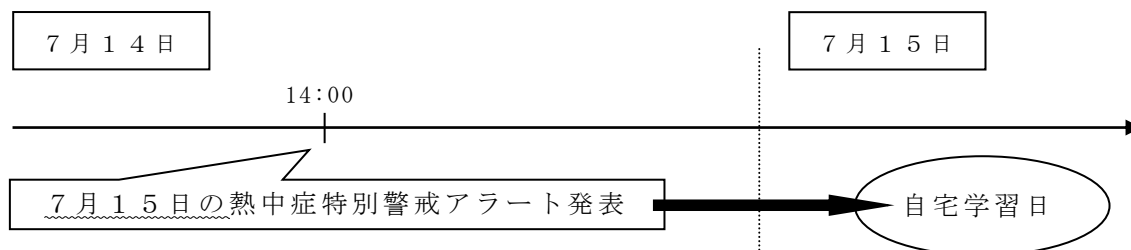
午前 7 時の段階で	条件を満たした場合	1 ～ 12 限全てを自宅学習とする
午前 11 時の段階で	条件を満たした場合	5 ～ 12 限を自宅学習とする
午後 3 時の段階で	条件を満たした場合	9 ～ 12 限を自宅学習とする

(2) 「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について

熱中症特別警戒アラートは、都内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35（予測値）に達する場合等に、前日の午後 2 時頃に発表されます。※「熱中症予防情報サイト（環境省）」(<https://www.wbgt.env.go.jp/>) から確認可能。

熱中症特別警戒アラートが発表された場合、その翌日は自宅学習日となります。

例 7 月 14 日（月）午後 2 時に、7 月 15 日（火）の熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、7 月 15 日（火）が自宅学習日となります。



（３）公共交通機関の不通に伴うもの

交通ストライキや計画運休の発令により、生徒の登校が困難であると学校が判断した場合は、自宅学習日となります。この判断をする時刻は以下の通りです。

午前 7 時の段階で	復旧していない場合	1 ～ 12 限全てを自宅学習とする
午前 11 時の段階で	復旧していない場合	5 ～ 12 限を自宅学習とする
午後 3 時の段階で	復旧していない場合	9 ～ 12 限を自宅学習とする

（４）その他

- ＊（１）（２）（３）を原則として、状況により適宜判断して対応します。
- ＊登校・授業時に上記の防災情報（警報）が発令された場合は、状況を確認しながら、学校待機または下校の判断をします。
- ＊計画運休の発令の場合は、交通状況や運休状況により、適宜判断して対応します。
- ＊「自宅学習日」のため給食が提供できなかった場合でも、給食費は返還できません。

＜一部の生徒のみが自宅学習となる場合＞

例えば学校周辺には「警報」は発令されていないが、生徒の居住区に「警報」が発令されている場合は、その生徒については「自宅学習日」とします。時間割に応じて、教科書などを用いた学習を進めてください。